



休日保育のご案内



恵庭市では保護者の就労により日曜日及び祝日に保育を必要とするお子さんのために
休日保育を行っていますのでご案内申し上げます。

【利用条件】

- 恵庭市民で市内の認可保育所・認定こども園に入園している（2号及び3号認定）の児童であること。
- 4月1日現在1歳以上であること
 - ※ 0歳児クラスは利用できません。
 - ※ 年齢に関係なく新規入園の方は入園当月の利用はできません。（次月から）
- 日曜や祝日に保護者（両親とも）が就労していること。
 - ※ 保護者（両親とも）の就労証明書・事業状況申告書が、日曜及び祝日が休日になっている場合は利用できません。
- 最初に利用する前月の15日までに「休日保育利用登録申請書」を提出し登録されていること。
（年度1回）
 - ※ 登録後に実施園で面談があります。
 - ※ 15日が土・日・祝日だった場合はその前日までに提出。
 - ※ 提出先：恵庭市役所幼児保育課（在籍園経由でも受付ます）。
- 登録後、毎回利用される前月の18日までに「休日保育利用申込書」・「休日保育用勤務証明書（会社の証明が押印されたもの）」が必要です。（月単位：毎月提出）
 - ※ 休日保育用勤務証明書は保護者（両親とも）分が必要です。
 - ※ 18日が土・日・祝日だった場合はその前日までに提出。
 - ※ 提出先：認定こども園あいおい子ども園
（在籍園経由でも受付ますが、その場合は15日までに園に提出。）

【実施園】認定こども園 あいおい子ども園

住所：恵庭市相生町1丁目8-1
TEL：32-3378 FAX：29-3878
緊急連絡先：050-5216-6618

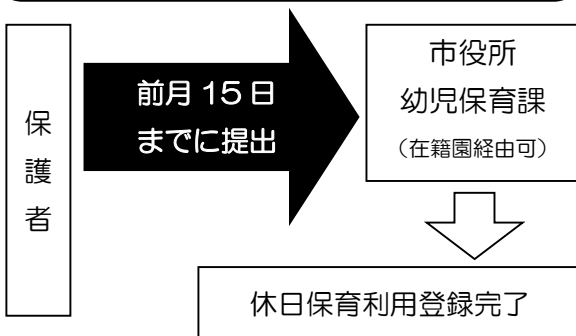
【利用日・利用時間・利用定員】

日曜・祝日 8時～18時
（12月29日～1月3日を除く）
利用定員……1日10名程度

【利用申込みまでの流れ】

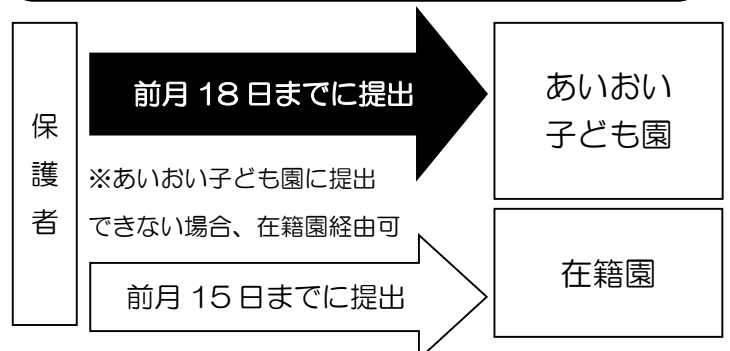
① 利用の登録（年度1回）

「利用登録申請書」の提出



② 実際に利用する日の申込み（毎月）

「利用日申込書」の提出



◎利用料金、納入方法、昼食・おやつ

1日あたりの 利用料金	3歳未満児／1,800円、3歳以上児／1,400円 ※右の時間帯内での利用は半額 ①8時～13時、②13時～18時 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯であるひとり親世帯は無料
納入方法	利用料金は「あいおいこども園」から請求されます
昼食・おやつ	昼食／持参、おやつ／提供

◎利用登録・申込方法

利用登録 年度単位 (年1回)	年度単位の事前登録とし、下記必要書類を提出。 【必要書類】・休日保育利用登録申請書（兼利用者台帳） ・就労証明書または自営業証明書 （日曜及び祝日が休日になっている場合は利用できません） ※保育園入所申請等において提出した証明書の内容に変更がある場合、上記証明書等を添付ください。 【提出期限】最初の利用希望月の前月15日まで 【提出先】市役所幼児保育課 ※在籍園を通じて可
利用日の申込 月単位 (毎月提出)	月単位の利用日申込とし、下記必要書類を事前に提出。 【必要書類】・休日保育利用日申込書 ・休日保育用勤務証明書 ※または、事業所が作成するシフト表等の出勤状況が分かる書類 【提出先等】・あいおい子ども園に提出／前月5日～18日まで ・他園在籍児童が在籍園に提出／前月5日～15日まで ※15日又は18日が日曜日・祝日の場合は、その前日までに提出
利用可否通知	利用の可否は、前月25日までに実施園から申込者に通知します。

◎利用上の注意点

利用調整	定員を超える申込があった場合は、就労時間、家庭の状況、月の利用回数等により、優先順位を判定するため、希望に添えない場合があります。
キャンセル	前日までに取消連絡が無く、実施施設において取消の対応ができなかった場合は、理由のいかんに関わらず、利用料を徴収します。
児童面談	他園に在籍する児童の保護者が面談を希望する場合、または実施園の長が面談を必要とする場合に、実施園の長と保護者で調整を行い、実施園で面談を行います。
他園在籍児童 の状況把握	在籍保育園等から情報提供を受けるとともに、園の協力のもと、必要に応じて連携を行います。
利用取消・制限	下記に該当すると認められるときは、利用を取消または制限する場合があります。 ・継続した利用により、児童の心身に負担がかかると認められるとき。 ・利用対象の要件を満たさなくなったとき。 ・虚偽の申請・申込、不正な手続きにより利用したと認められるとき。
新規入所児童	入所日1ヵ月経過後の日曜・祝日から利用可能